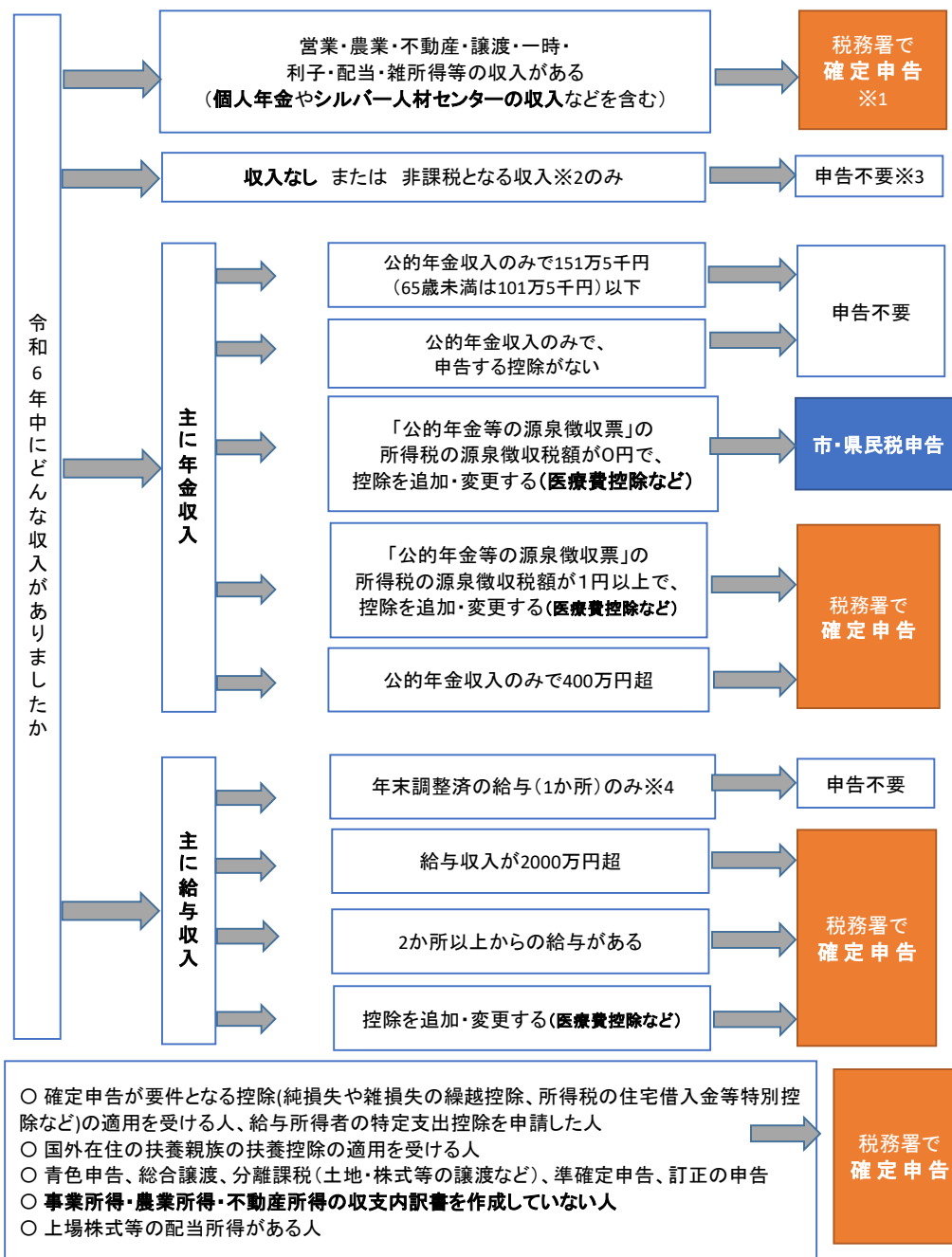


” 税の申告 ” が始まります

令和6年分所得税の確定申告及び令和7年度市民税・県民税申告が始まります。
確定申告や市民税・県民税申告が必要かどうか下記のフロー図を参考にご確認ください。

※このフロー図は一般的な例です。

当てはまらない場合がありますので、ご不明な点はお問合せください。



※1所得税が発生しない場合、市・県民税申告となる可能性があります。

※2非課税収入には、遺族年金、障害年金、失業給付金などがあります。

※3 課税(非課税)証明書を取得する場合や、行政サービスを受けるときに申告が必要な場合があります。

※4 給与支払者が給与支払報告書を春日部市へ提出していない場合は要申告。